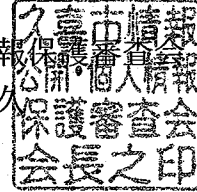




情報審査答申第 1 号  
令和 5 年 12 月 27 日

久喜市長 梅 田 修 一 様

久喜市情報公開・個人情報保護  
会 長 石 田 晴 久



公文書公開請求に係る部分公開決定処分に対する審査請求について（答申）

久喜市情報公開条例第 19 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 7 月 28 日付  
け久ス第 546-1 号により諮問を受けました審査請求について、別紙のとおり  
答申いたします。



諮問実施機関：久喜市（スポーツ振興課）

諮問日：令和5年7月28日（諮問第1号）

答申日：令和5年12月27日（答申第1号）

内 容：「久喜フルマラソンのコース調査委託業務に関する成果物」の公文書  
部分公開に対する審査請求

## 答 申

### 第1 久喜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件審査請求に係る令和5年4月6日付け久ス第1846号で久喜市長（以下「実施機関」という。）が行った部分公開決定を取り消し、公開すべきである。

### 第2 審査請求に至る経緯

#### 1. 公文書公開請求について

審査請求人は久喜市情報公開条例（平成22年3月23日条例第12号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和5年3月24日付けで実施機関に対し、次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

〈公開請求内容〉

スポーツ振興課

久喜フルマラソンのコース調査委託業務に関する成果物

コース、その他、フルマラソン大会開催に関する調査検討の結果が記されたもの

#### 2 本件公開請求に対する決定について

実施機関は、本件公開請求に対し、次のとおり対象公文書を特定した上で、成果物のコースが特定できる部分が条例第7条第4号（審議・検討等情報）及び条例第7条第5号（事務事業執行情報）に該当するとして、令和5年4月6日付けで部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

##### （1）対象公文書

フルマラソン調査事業業務委託に係る成果物一式

①久喜フルマラソンコース案①

②久喜フルマラソンコース案①の開催に関する概算費用及び参加人数に関する提案

③久喜フルマラソンコース案①の関門・給水給食所・救護所一覧

④久喜フルマラソンコース案①関門案

⑤久喜フルマラソンコース案②

⑥久喜フルマラソンコース案②の開催に関する概算費用及び参加人数に関する提案

⑦久喜フルマラソンコース案②の関門・給水給食所・救護所一覧

⑧久喜フルマラソンコース案②周回コース関門案

(2) 非公開部分を含む対象公文書（以下「本件公文書」という。）

下記成果物のコースが特定できる部分

①久喜フルマラソンコース案①

③久喜フルマラソンコース案①の関門・給水給食所・救護所一覧

④久喜フルマラソンコース案①関門案

⑤久喜フルマラソンコース案②

⑦久喜フルマラソンコース案②の関門・給水給食所・救護所一覧

⑧久喜フルマラソンコース案②周回コース関門案

### 3 審査請求について

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年6月16日付けで実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68条）第2条の規定に基づき、審査請求を行った。

## 第3 審査請求の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において主張している内容は、おおむね次のとおりである。

### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取消し、全部を公開するとの決定を求める。

### 2 審査請求の理由

(1) 実際のコースの決定にあたっては、コースに面する企業や個人に対してコース案を示して説明するのであるから、その段階で実質的には公開されることになる。本来はコース案を公開した上で、コースに面する企業や、市民の批判を受ける中でコースを決定すべきである。（審査請求書における主張）

(2) コース案を公開することによってなぜ、コース決定に支障が生じることになるのか説明すべきである。（審査請求書における主張）

(3) 「未確定な情報」を公開することで、「あたかもコースが決定したかのような印象を市民等に与える」ことを懸念しているようであるが、市における他の多くの政策や施策と同様に「決定でない」、「案（原案あるいは試案）である。」などと明確にした上で公開すれば、「あたかもコースが決定したかのような印象」を与えることはない。（反論書における主張）

(4) マラソン関係者や市民の意見を積極的に取り入れて試行錯誤しながら

- 決定して行くべきものである。(反論書における主張)
- (5) 今回の委託によって提案されたコース案は2案あるのだから、決定と受け取られることはあり得ない。(反論書における主張)
- (6) これまでの審議会等やパブリックコメントの経過を見ても、「案」は案として議論してきているので、「混乱を招くおそれ」はないと言っても過言ではない。(反論書における主張)
- (7) 決定前には市民に説明し理解をいただく努力もしないで、決定したものは苦情や反対があってもそのまま実行すると言うに等しい。仮にそういう手法をとるのであれば、案の段階で公開して苦情や反対が出てそれを押し通せばよいのであり、コース案を公開しない理由にならない。(反論書における主張)
- (8) 条例第7条第5号のア、イ、ウのどれに該当するのか説明しておらず、いずれも該当しないと考えるほかない。(反論書における主張)

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、弁明書及び口頭説明において主張している内容は、おおむね次のとおりである。

##### 1 実施機関の決定について

本件処分は、条例第7条第4号(審議・検討等情報)及び同条第5号(事務事業執行情報)の規定に基づき適正に判断したものである。

##### 2 本件処分に係る非公開の理由

###### (1) ①久喜フルマラソンコース案①

マラソン大会を開催するためには、魅力あるコース設定に加え、交通規制による回路の確保や関連イベントの開催など様々な要素を検討しなければならないが、特に重要な要素として、好記録が狙えるなどランナーにとって走りやすい魅力あるコース設定と、交通規制に伴う影響についてバランスを取ることが求められている。

このような視点をもとに、市では現在、事業者からコース調査業務により提案された2つのコース案をもとに1つに絞っていくための検討を続けているところであり、その作業の後には、道路使用許可等の処分庁である警察署や道路管理者等の関係機関と協議していくこととなるが、その中でランナーの安全管理や道路の交通量などによりコースが変更となる可能性は否めない。

このように、本コース案については、現状として市が意思決定を行う前の検討資料であり、未確定な情報となる。

コースが確定していない中で本情報を公開することは、あたかもコースが決定したかのような印象を市民等と与え、コース沿道の市民や企業等

の混乱を招くおそれがある。また、未確定の状態であるにも関わらず、苦情や反対運動に繋がった場合、警察署等との協議の機会が不当に損なわれるおそれが生じることとなる。これらを踏まえると、コース部分については、条例第7条第4号に該当するものである。

また、コース調査業務により提案されたコース案は、前述したとおり市が、意思決定を行う前の未確定情報であり、このような試行錯誤段階のものを公表した場合、交通規制によって見込まれる影響に対する意見が多く寄せられることが想定され、市がランナーにとって魅力あるコースを設定するための自由な発想や創意工夫の機会が不当に妨げられ、能率的な遂行を不当に阻害するおそれが生じることとなる。これらを踏まえると、コース部分について、条例第7条第5号に該当するものである。

このようなことから、条例第7条第4号及び同条第5号の規定に基づき部分公開としたものである。(弁明書における主張)

(2) ③久喜フルマラソンコース案①の関門・給水給食所・救護所一覧

関門・給水給食所・救護所の場所を公開することでコースが推測されるおそれがあり、①の理由と同様に、条例第7条第4号及び同条第5号の規定に基づき部分公開としたものである。(弁明書における主張)

(3) ④久喜フルマラソンコース案①関門案

コース部分に加え、関門地点の場所を公開することでコースが推測されるおそれがあり、①の理由と同様に、条例第7条第4号及び同条第5号の規定に基づき部分公開としたものである。(弁明書における主張)

(4) ⑤久喜フルマラソンコース案②

①の理由と同様に、条例第7条第4号及び同条第5号の規定に基づき部分公開としたものである。(弁明書における主張)

(5) ⑦久喜フルマラソンコース案②の関門・給水給食所・救護所一覧

関門・給水給食所・救護所の場所を公開することでコースが推測されるおそれがあり、①の理由と同様に、条例第7条第4号及び同条第5号の規定に基づき部分公開としたものである。(弁明書における主張)

(6) ⑧久喜フルマラソンコース案②周回コース関門案

コース部分に加え、関門地点の場所を公開することでコースが推測されるおそれがあり、①の理由と同様に、条例第7条第4号及び同条第5号の規定に基づき部分公開としたものである。(弁明書における主張)

## 第5 審査会の判断

### 1 判断における基本的な考え方について

条例は、第1条にあるように、「地方自治の本旨に基づく市民の知る権利にのっとり、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民

に説明する責任の全うと、市民の市政への参加をより一層促進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図り、もって公正で開かれた市政の発展に寄与すること」を目的としている。そして、このような趣旨・目的を踏まえ、条例第5条において、何人にも公文書の公開を請求できる権利を認めるとともに、実施機関に公開請求があったときは、第7条各号に掲げる非公開情報が含まれる場合を除き、原則として請求に係る公文書の公開をしなければならない義務を課している。

規定の解釈・運用に当たっては、本件条例の趣旨・目的に照らし、公開請求権を十分に尊重することを基本とすべきであると考えられることから、本件審査請求を審査するに当たっても、当審査会は、本件処分の妥当性を厳正に審査することとする。

## 2 本件公文書について

本件公文書は、市が実施を予定しているフルマラソンコースを決定するため、事業者にもコース調査業務を委託し、提案された2つのコース案及びそれらのコースにおける関門・給水給食所・救護所一覧等である。

## 3 条例第7条第4号の該当性について

条例第7条第4号は、市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、意思決定前の段階の情報を公開することの公益性を考慮してもなお、市や国等の意思決定に対する支障を及ぼすおそれがある場合には、非公開とすることを定めたものである。

同号の「審議、検討又は協議に関する情報」とは、市又は国等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、決定に至るまでの過程の各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

また、「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じられるおそれがある場合をいい、適正な意思決定を行うことそのものを保護するものではなく、情報が公にされることによる市民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

さらに、「特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、市民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

この基本的な考え方に基づき、本件公文書の本号該当性について、以下検討する。

(1) 久喜フルマラソンコース案①及び案②について

実施機関は、弁明書において、「コースが確定していない中で本情報を公開することは、あたかもコースが決定したかのような印象を市民等に与え、コース沿道の市民や企業等の混乱を招くおそれがある。また、未確定の状態であるにも関わらず、苦情や反対運動に繋がった場合、警察署等との協議の機会が不当に損なわれるおそれが生じることとなる」と主張している。

当審査会において、実施機関から説明を聴取したところ、実施機関としては、「マラソンコース案については、警察署協議により実現可能と見込まれた段階で、地域住民をはじめ広く公表し、開催に向けて理解を求めていくという性格のものであると理解している。仮に警察署との調整前のコース案を公表して意見を聞いた場合、今回のように2つのコース案があり変更の可能性もある中では、意見を正しく反映することが出来ない可能性がある。このため、警察署との調整でコース案が変更となった場合は、改めて決定後のコース案について意見を聞く必要が生じることとなってしまふ。また、警察署等との調整前に多くの住民が警察署に対し苦情を訴えた場合、道路使用許可を得るために追加の手続きが必要になることなども考えられ、大会スケジュールへの影響が避けられないところである」とのことである。

しかしながら、当審査会としては、実施機関が主張する、「コースが確定していない中で本情報を公開することは、あたかもコースが決定したかのような印象を市民等に与え、コース沿道の市民や企業等の混乱を招くおそれがある」ことについては、案を前提とした公開の仕方により、ある程度の混乱は回避できるものとする。

また、「未確定の状態であるにも関わらず、苦情や反対運動に繋がった場合、警察署等との協議の機会が不当に損なわれるおそれが生じることとなる」と主張するが、未確定な情報に対し、苦情等が出ることはある程度予想されることであるが、それにより「警察署等との協議の機会が不当に損なわれる」ことについて、法的保護に値する程度の蓋然性があるとまでは言えないと考える。

さらに、実施機関としては、「マラソン大会のコース決定については、沿道の市民や企業等に説明し理解をいただくことで決定できるものではなく、警察署等の関係機関との調整により実現可能となったコースについて、関係者等に丁寧に説明し、理解を得ていくものであると考えている」とのことである。このように、仮に苦情等を市が受けるとしても関係者等に丁寧に説明し、理解を得ていくものであるという実施機関の考え方であるならば、マラソンコース決定前と決定後に公表をすることに大きな差はなく、むしろ、コース決定前に受けた苦情や意見は、コース決定の参考にするこ

とが可能であると考え。

したがって、条例第7条第4号の不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものとまでは認められず、本件公文書を公開すべきと判断する。

(2) その他の関門・給水給食所・救護所一覧等について

上記(1)と同様の理由から条例第7条第4号の不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものとまでは認められず、本件公文書を公開すべきと判断する。

4 条例第7条第5号の該当性について

条例第7条第5号は、市又は国等が行う事務事業は、公益のために適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された公文書は非公開とすることを定めたものである。

この基本的な考え方にに基づき、本件公文書の本号該当性について、以下検討する。

(1) 久喜フルマラソンコース案①及び案②について

実施機関は、弁明書において、「このような試行錯誤段階のものを公表した場合、交通規制によって見込まれる影響に対する意見が多く寄せられることが想定され、市がランナーにとって魅力あるコースを設定するための自由な発想や創意工夫の機会が不当に妨げられ、能率的な遂行を不当に阻害するおそれが生じることとなる」と主張している。

しかしながら、当審査会としては、実施機関が主張する、「交通規制によって見込まれる影響に対する意見が多く寄せられる」ことについてはある程度予想されるところであるが、それにより「自由な発想や創意工夫の機会が不当に妨げられ、能率的な遂行を不当に阻害するおそれが生じることとなる」について法的保護に値する程度の蓋然性があるとまでは言えないと考える。

したがって、条例第7条第5号の当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められず、本件公文書を公開すべきと判断する。

(2) その他の関門・給水給食所・救護所一覧等について

上記(1)と同様の理由から条例第7条第5号の当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められず、本件公文書を公開すべきと判断する。



## 5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の審議経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	内 容
令和5年 7月28日	・ 諮問書を受理（諮問第1号） ・ 実施機関から弁明書を受理
令和5年 8月28日 第1回審査会	・ 実施機関の口頭説明の聴取 ・ 実施機関への質疑応答 ・ 審議
令和5年 8月29日	・ 審査請求人から反論書を受理
令和5年10月12日 第2回審査会	・ 審査請求人の口頭意見の聴取 ・ 審査請求人への質疑応答 ・ 実施機関への質疑応答 ・ 審議
令和5年11月16日 第3回審査会	・ 答申の審議
令和5年12月15日 第4回審査会	・ 答申の審議
令和5年12月27日	・ 答申

(参考)

久喜市情報公開・個人情報保護審査会名簿【答申時】（五十音順）

氏 名	選 任 区 分
石田 晴久	学識経験者
加村 啓二	学識経験者
佐藤 富江	学識経験者
野崎 正	学識経験者